

平成23年度ユニバーサルサービス制度
(平成24年度認可分)
に係る入力値について

平成24年8月1日

ユニバーサルサービス制度の概要

■ 制度導入の背景・目的

- ◆ 1985年の電気通信市場への競争原理の導入・電電公社の民営化後、ユニバーサルサービスである「電話役務」は、NTT法に基づく責務としてNTT(再編後はNTT東・西と持株)が全国での提供を確保
- ◆ 地域通信市場、とりわけ都市部等の採算地域において競争の進展が見込まれる中、NTT東・西の内部相互補助のみによってユニバーサルサービスを維持するのではなく、NTT東・西以外の事業者にも負担を求めることとし、2001年に電気通信事業法を改正(NTT法の責務規定は存置)
- ◆ NTT東・西の内部相互補助により行われてきたユニバーサルサービスのコストについて、これを客観的ルールにより算定し、ユニバーサルサービスに関係する設備と接続等を行うことにより受益している他の電気通信事業者も応分のコスト負担を行う制度(受益者負担制度)

■ ユニバーサルサービスの定義(電気通信事業法第7条)

- ① 国民生活に不可欠であるため
- ② あまねく日本全国における提供が確保されるべきものとして、総務省令で定める電気通信役務

■ ユニバーサルサービスの範囲

◆ 加入電話又は加入電話に相当する光IP電話

- ・基本料

◆ 緊急通報

- (警察110番、消防119番、海上保安庁118番)
- ・加入電話又は加入電話に相当する光IP電話、第一種公衆電話から発信されるもの

◆ 第一種公衆電話

(戸外における最低限の通信手段を確保する観点から、市街地においてはおおむね500m四方に1台、それ以外の地域においてはおおむね1km四方に1台の基準により設置される公衆電話)

- ・市内通話サービス
- ・特例料金が適用される離島通話サービス

■ 今回の研究会の目的

→ 平成24年度認可（コスト年度は平成23年度）におけるユニバーサルサービス制度に係る補填対象額の算定に必要な入力値の検討

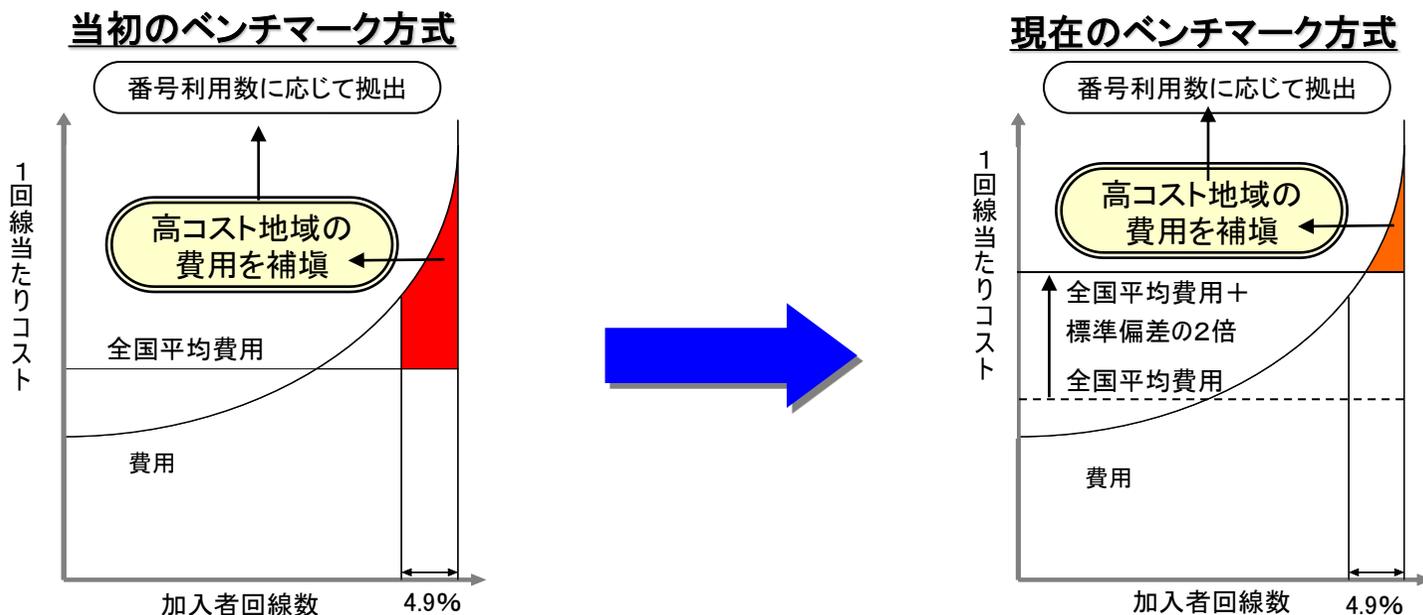
■ ユニバーサルサービスの補填対象額の算定の概要

○ 今回検討する入力値を用いてコスト算定を行う対象は、加入者回線（加入電話のアクセス網）、第一種公衆電話及び緊急通報。

※ 加入電話に相当する光IP電話については、提供地域が限定されており、当面、補填対象額の算定の対象外。

○ コスト算定は、長期増分費用モデルを用いて収容局単位で行う。

- ◆ 加入者回線（加入電話のアクセス回線）については、収容局別に高コスト地域（上位4.9%）を特定した上で、ベンチマーク方式（全国平均費用+2σを超える部分）により補填対象額を算定する。
- ◆ 緊急通報についても、上位4.9%の高コスト地域に対応した費用を補填対象とする。
- ◆ 第一種公衆電話については、全ての収容局で赤字であることから、高コスト地域の特定を行わず、収入費用方式とする。



■ 今回検討を行う入力値

● 平成24年度接続料の算定に用いた入力値

→ 昨年8～9月に入力値の募集・精査を行ったところであり、最新のデータとして適当と考えられるため、平成24年度接続料算定の際に使用した入力値(H22年度の実績値ベース)を基に検討。

<主な入力値>

1 実績値をベースにしたもの

(報酬率、各種設備の対投資額比率、各種撤去費の対投資額比率、加入者交換機、メタルケーブル、光ケーブル等の単価 等)

2 フォワードルッキング性を考慮したもの

(加入者交換機、メタルケーブル、光ケーブル等の施設保全費 等)

3 経済的耐用年数の推計を行ったもの

(公衆電話、加入者交換機、伝送装置、メタルケーブル 等)

● ユニバーサルサービス制度に係る補填対象額の算定のために必要となる入力値

<主な入力値>

第一種公衆電話： 公衆電話端末1台あたりの施設保全費、公衆電話単価 等

緊急通報： 専用線月額基本料、一般専用収支率 等

■ 入力値の選定にあたっての基本的考え方

● 平成24年度接続料の算定に用いた入力値

1 実績値をベースにしたもの

従来より、得られた最新のデータを用い、可能な限り当該年度のデータと入れ替えてきたところ。今回は、平成24年度接続料の算定の際に採用した入力値(H22年度実績値がベース)が最新のものであるため、この入力値を基に検討。

2 フォワードルッキング性を考慮したもの

平成24年度接続料の算定時には、平成22年度における推計値を入力値として用いていることから、今回は、平成23年度における推計値となるようフォワードルッキング性を加味した入力値を検討。

3 経済的耐用年数

これまでに長期増分費用モデル研究会において検討・承認されてきた推計手法を引き続き採用。平成24年度接続料の算定時の入力値は平成24年度相当の経済的耐用年数となっていることから、今回は、平成23年度相当の経済的耐用年数を再計算。

● ユニバーサルサービス制度に係る補填対象額の算定のために必要となる入力値

- ・ 関係事業者からの提案値を基に検討。

■ その他

● NTSコストの付け替え

今回は、き線点RT-GC間伝送路コストの0/5、その他NTSコストの5/5が端末伝送路コストに算入。

端末伝送路コストに算入するき線点RT-GC間伝送路コスト及びその他NTSコストの割合

認可年度(コスト年度は前年度)	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
き線点RT-GC間伝送路コスト	20%	40%	60%	60%	40%	20%	0%
上記以外のNTSコスト				80%	100%	100%	100%

● IP補正回線数を加入者回線数に加算

H24年3月末時点のIP電話契約者数、FTTH契約者数をもとにビル別に集計したIP補正回線数を加入者回線数とみなして加算し、加入電話の補填額を算定することになる。

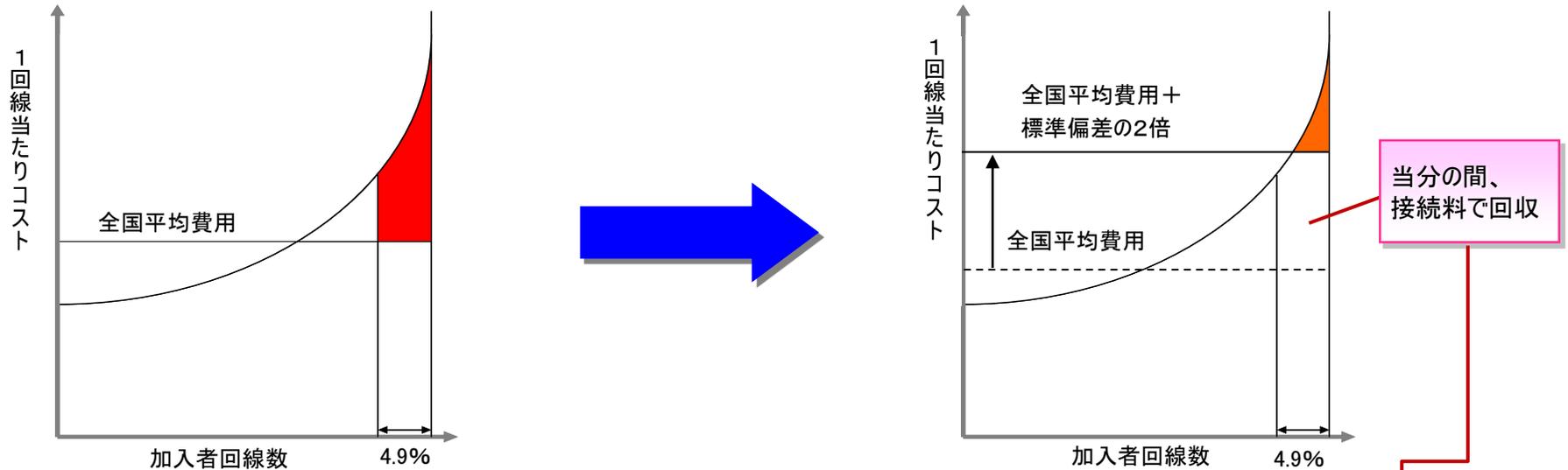
【参考】ユニバーサルサービス制度に係る補填対象額、番号単価等の推移

	平成18年度認可分 ＜制度稼働初年度＞		平成19年度認可分 ＜制度稼働2年度目＞		平成20年度認可分 ＜制度稼働3年度目＞		平成21年度認可分 ＜制度稼働4年度目＞		平成22年度認可分 ＜制度稼働5年度目＞		平成23年度認可分 ＜制度稼働6年度目＞		平成24年度認可分 ＜制度稼働7年度目＞	
	NTT東西合計 (単位:百万円)	番号単価	NTT東西合計 (単位:百万円)	番号単価	NTT東西合計 (単位:百万円)	番号単価	NTT東西合計 (単位:百万円)	番号単価	NTT東西合計 (単位:百万円)	番号単価	NTT東西合計 (単位:百万円)	番号単価	NTT東西合計 (単位:百万円)	番号単価
加入電話 (基本料)	12,011	7円/ 月・番号	9,243	6円/ 月・番号	13,787	8円/ 月・番号	14,493	8円/ 月・番号	10,953	7円/ 月・番号	7,081	5円/ 月・番号 (後半) 3円/ 月・番号		今年度の補填 対象額
加入電話 (緊急通 報)	83		73		62		60		49		51			
第一種 公衆電話	3,083		4,245		4,191		4,261		4,193		3,974			
合計	15,178		13,561		18,040		18,814		15,195		11,106			

コスト 算定 モデル	LRIC第三次モデル (対象コスト年度は平成17～19年度)			LRIC第四次モデル (対象コスト年度は平成20～22年度)			LRIC第五次モデル (対象コスト年度は 平成23～24年度)				
算定方式	高コスト地域において 「全国平均費用」以上の 部分が補填対象			高コスト地域において補填対象となるベンチマークを 「全国平均費用+標準偏差の2倍」 に変更 (平成19年度認可分より変更)							
	-			アナログ加入者回線数の補正を導入(平成21年度認可分より実施) ※ 加入電話から光IP電話へ移行した回線数を加入者回線数に加算							
NTS コスト 付替え (ユニバ側)	NTSコスト 1/5算入	NTSコスト 2/5算入	NTSコスト 3/5算入	き線点RT-GC 間伝送路コスト 3/5算入	その他NTS コスト 4/5算入	き線点RT-GC 間伝送路コスト 2/5算入	その他NTS コスト 5/5算入	き線点RT-GC 間伝送路コスト 1/5算入	その他NTS コスト 5/5算入	き線点RT-GC 間伝送路コスト 0/5算入	その他NTS コスト 5/5算入

【参考】ユニバーサルサービス制度の補填対象額算定方法の変更(ベンチマーク変更)

◆ 情報通信審議会答申(平成19年3月)を踏まえ、利用者負担を抑制する観点から、平成19年度の補填対象額算定より、算定方法を見直し。



ユニバーサルサービス制度の補填対象額算定方法を見直し

〔ベンチマークを「全国平均費用+標準偏差の2倍」に変更〕

従来、ユニバーサルサービス制度により各事業者で公平に負担していた費用をNTT東西のみが負担

当分の間の措置として、き線点RT-GC間伝送路に係る費用を接続料原価に算入

【参考】 加入電話の補填対象額の算定におけるアナログ加入者回線数の数の補正①

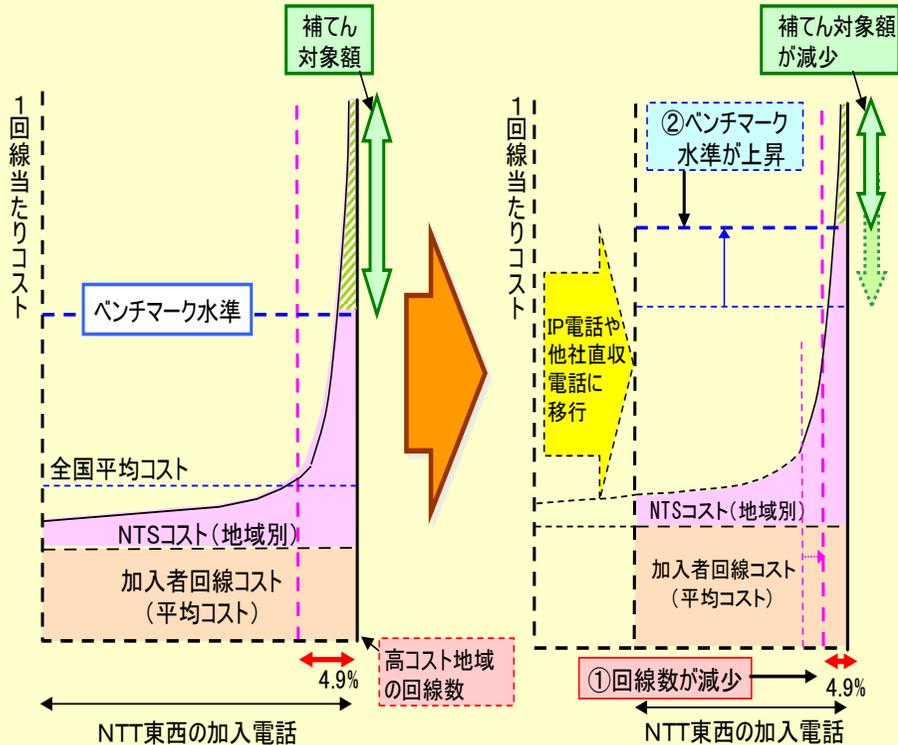
○情報通信審議会答申「ユニバーサルサービス制度の在り方について」(平成20年12月16日)

第2節 コストの算定・負担方法

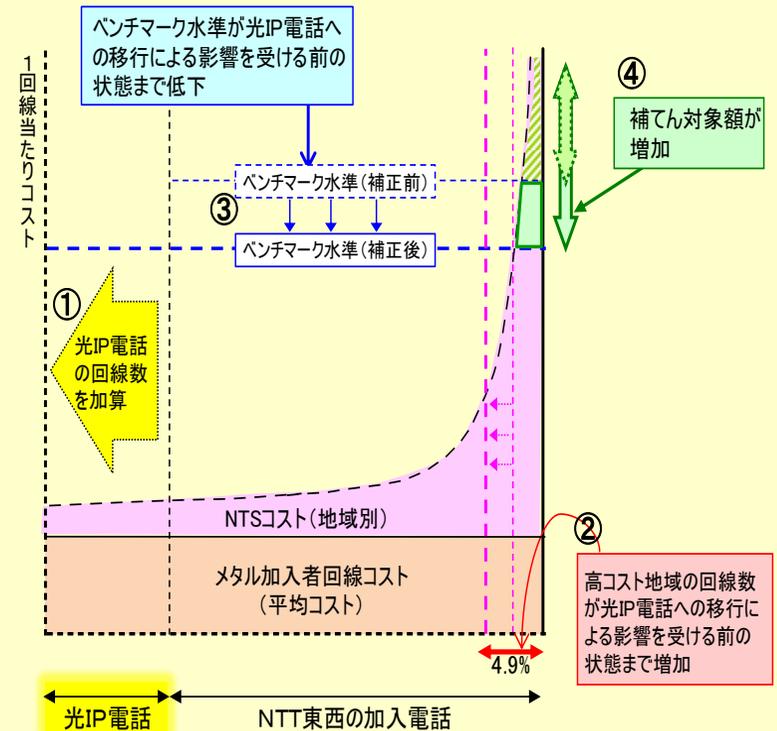
オ IP化の進展に伴うコスト算定方法の見直し

従来のコスト算定方法を踏襲しつつ、次期(2012年度以降)の状況も見据えた補正方法であり、また、IP化の進展に対する中立性も確保しうることから、加入電話から光IP電話へ移行した回線数を加入者回線数に加算するというコスト算定方法上の補正を行うことが適当。

<IP化の進展に伴うコスト算定方法への影響>

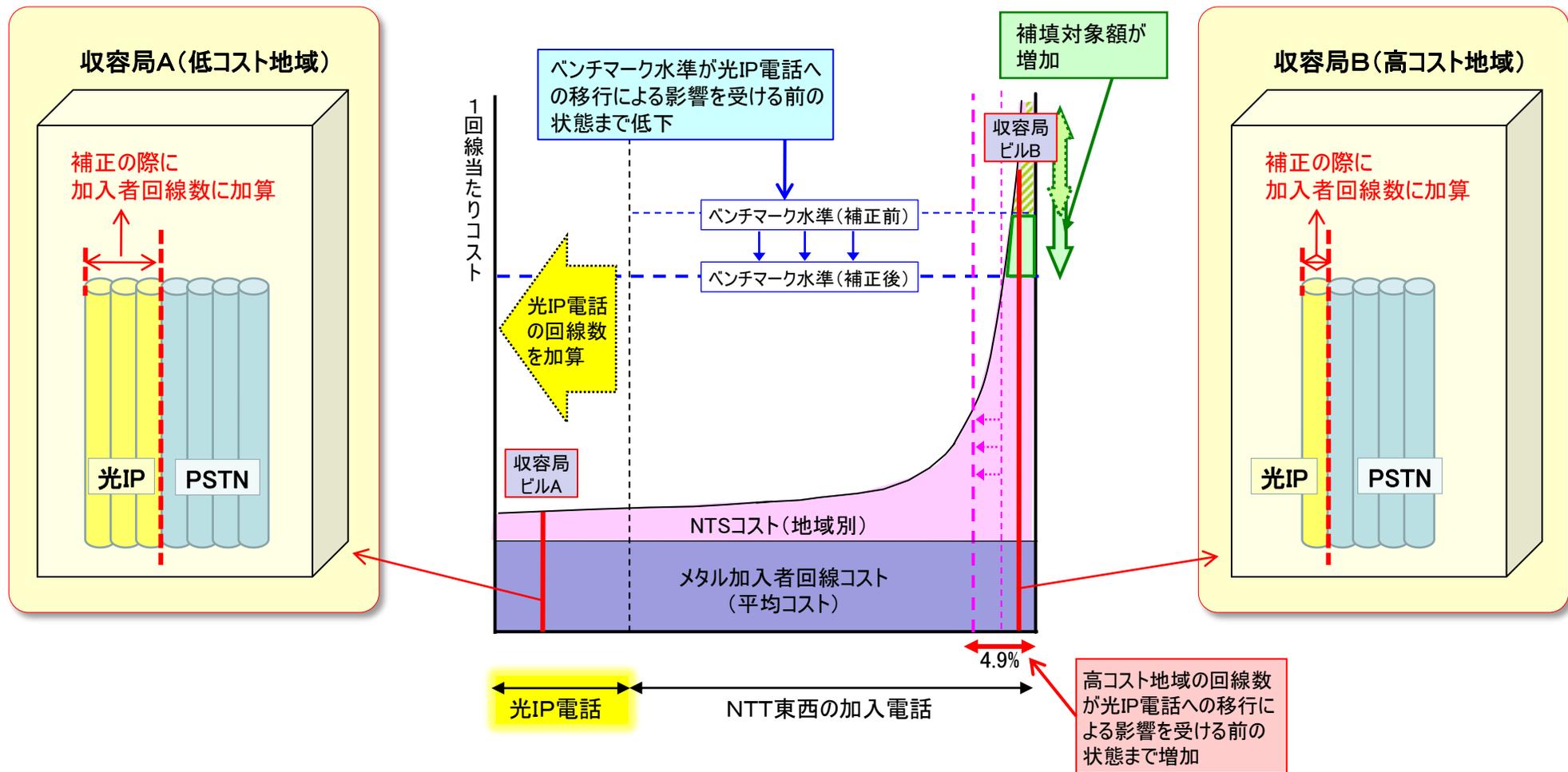


<補正方法案>

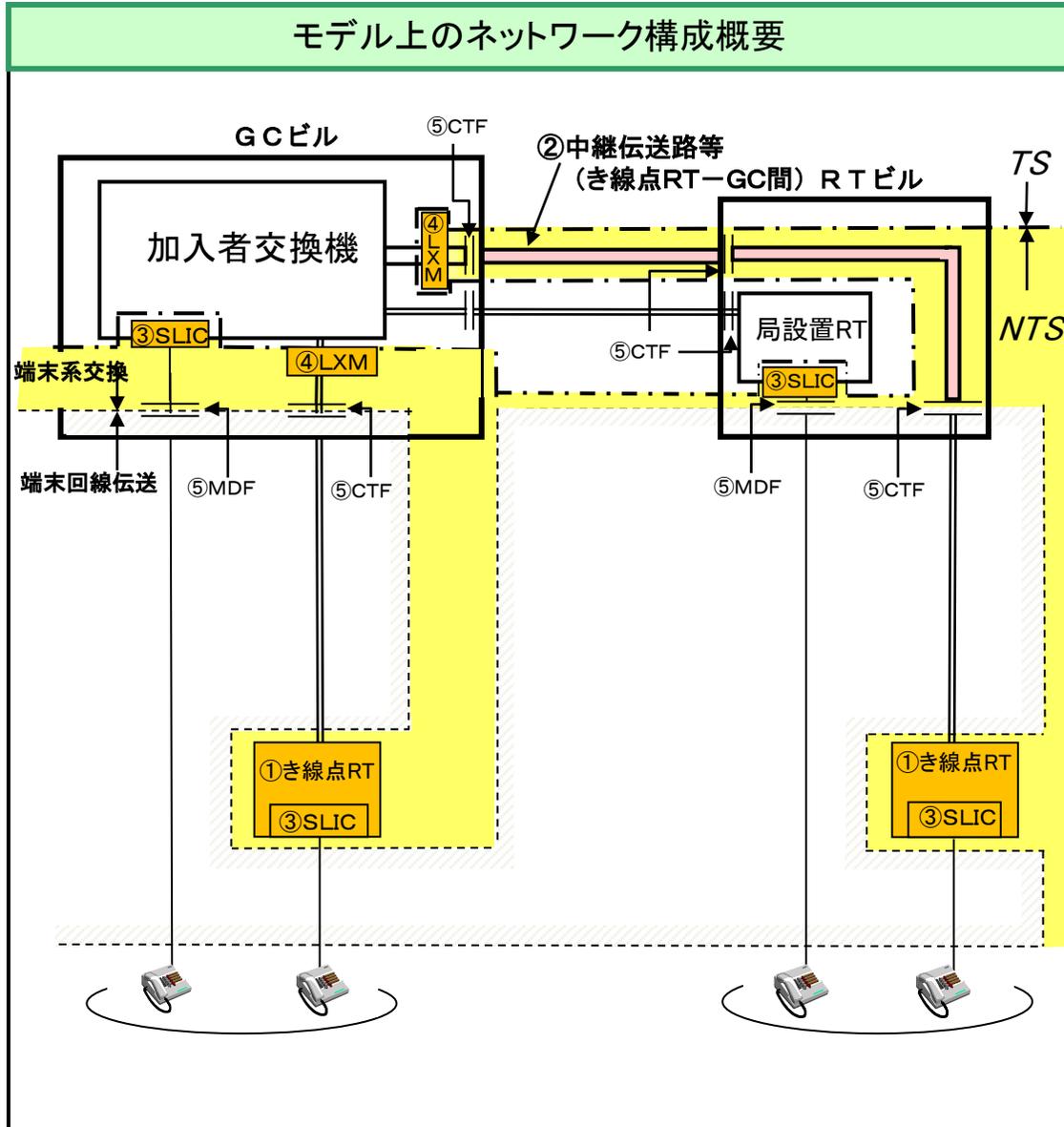


【参考】 加入電話の補填対象額の算定におけるアナログ加入者回線の数の補正②

○ 回線数補正(加入電話から光IP電話へ移行した回線数を加入者回線数に加算するという補正)を行う際には、低コスト地域、高コスト地域に関わらず、**收容局ごと**に行う。



【参考】NTSコストの概要



主な設備	主な機能
① き線点遠隔收容装置 (き線点RT)	<ul style="list-style-type: none"> ・メタル回線を收容する機能 ・呼出信号の送出等の機能 ・光信号／電気信号変換等機能
② 中継伝送路等 (き線点RT-GC間)	<ul style="list-style-type: none"> ・光ファイバで通信を伝送する機能 <ul style="list-style-type: none"> － き線点RT由来のリピータ － 中継光ケーブル － 中継系管路 等
③ 加入者ポート (SLIC)	<ul style="list-style-type: none"> ・メタル回線をGC交換機に收容する機能 ・呼出信号の送出等の機能
④ 半固定パス接続装 (LXM)	<ul style="list-style-type: none"> ・光ファイバにより伝送される通信を複数の交換機に振り分ける機能
⑤ 主配線盤、光ケーブル 成端架 (MDF、CTF)	<ul style="list-style-type: none"> ・局内ケーブルを收容するための配線盤

※ 端末回線伝送機能は、当初よりNTSコストとの位置付け。いわゆるNTSコストは、平成17年度接続料算定時より、接続料原価からの段階的控除が開始された部分。(き線点RT-GC間伝送路コストは、平成20年度より、段階的に接続料原価へ付替え。)